

循環第601号  
令和5年6月6日

各関係団体の長 様

佐賀県県民環境部循環型社会推進課長

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する  
条例（土砂条例）施行規則の一部改正について（通知）

このことについて、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が施行されたこと及び特定事業許可の適用除外規定の見直しに伴い、佐賀県土砂条例施行規則の一部を改正し、令和5年5月26日から施行しましたのでお知らせします。

（主な改正内容）

- 1 宅地造成等規制法が、法律名及び条項が改正されたことに伴い、同法及び同法施行令から引用している法律名及び条項を改めることとした。（第6条及び第9条関係）
- 2 改正後の盛土規制法に基づき新たに許可・届出制となった規制区域内での盛土等について、県条例の特定事業許可の適用除外規定として追加することとした。（第6条関係）
- 3 市町に届出する伐採造林届の際に、伐採後の盛土等の構造審査が行われていない現状を踏まえ、県条例の特定事業許可の適用除外規定から森林法第10条の8第1項を削除することとした。（第6条関係）

つきましては、令和5年5月26日以降は、森林法に基づく伐採造林届を届出された場合であっても、土砂条例で規定する特定事業※に該当する場合、土砂条例の許可が必要になりますのでご注意ください。

※土砂条例で規定する特定事業とは、土砂の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上、かつ高さ1m以上であるもの

担当：循環型社会推進課 産業廃棄物担当  
龍尾、吉田  
電話：0952-25-7078  
メール：junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp

(送付先一覧)

周知担当課	送付先団体
循環型社会推進課	(一社) 佐賀県宅地建物取引業協会
	(一社) 佐賀県建築士会
	(一社) 佐賀県建築士事務所協会
	佐賀県行政書士会
	佐賀県石材工業協同組合
	(一社) 佐賀県産業資源循環協会
	(一社) 佐賀県農業会議
	佐賀県土地改良事業団体連合会
森林整備課	佐賀県森林組合連合会
	(一社) 佐賀県木材協会
建設・技術課	(一社) 佐賀県建設業協会
	(一社) 佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会